# 沖縄本島北部全域を対象にした広域連携によるカラスの被害防止対策 -沖縄県本島北部地区-

- 広域協議会である沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会(沖縄本島北部9市町村、JA、県猟友会、県)による、 年8回の9市町村での一斉捕獲及び追い払い活動の実施。
- 被害や捕獲状況に応じた箱わなの移動や人材育成、実証ほの設置による普及活動等、総合的な被害防止対策の推進。

## 本島北部地域の現状と課題

○沖縄県では他県と違い、カラスによる 被害が最も多く、県全体の被害の約4割 を占めており、そのほとんど(約9割!) が沖縄本島北部地区となっている。 また被害の9割がパインアップルとカ





開いたパインアップル

カラスやコウモリ等に食べ られたカンキツ

〇市町村毎に被害 対策協議会を立 ち上げ、捕獲箱 や銃器による有 害捕獲活動等の 被害防止対策を

実施。



カラスの捕獲箱

- 〇カラスによる被害が減っていかない! 生産農家よりカラスを何とかしてく れとクレームが殺到!
  - 数多くのねぐらが広範囲に点在して おり、絞り込んだ対策が取りにくい。
  - 温暖な気候で、1年中エサがあり、 生存率が高い。
  - →条件がそろえば大きく増加するので、 捕獲してもなかなか減らない。

### 主な対策

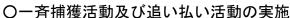
〇沖縄本島北部全域を対象とした広域協議 会の設立

### 【協議会構成】

沖縄本島北部9市町村、 JAおきなわ、JAおきなわ中央会、

沖縄県猟友会、

沖縄県 (本庁、北部出先)



同日に、9市町村で一斉に 有害捕獲活動及び、追い払い 活動を実施。月1回、1年間 で計8回実施し、抜け穴のな い有害捕獲及び追い払い活動 による捕獲効率の向上を図る。 定期的に実績検討会を開催し、

情報共有を図り、より効果的



な取組を目指す。 ○沖縄県野生鳥獣被害対策マニュアルの作成

鳥獣アドバイザーに被害実 熊調査等を委託し、カラスの 被害の特徴、捕獲箱の効果的 な捕獲方法や、被害防止対策 を整理したマニュアルを作成 し、営農指導に活用。

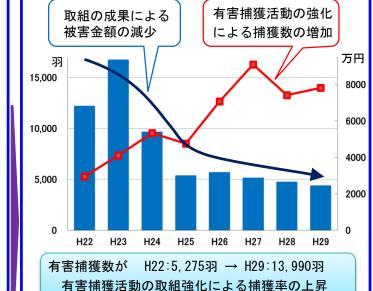


○鳥獣交付金を活用した 防鳥ネット施設の整備

被害の甚大なエリア へ整備し、被害をゼロへ



# 対策の効果 〇カラスによる被害額と有害捕獲頭数の推移



推定生息個体数 → 25%の減少 H25:約26,000羽→H29:約19,500羽

被害金額が 73%減少

H23:9.353万円 → H29:2.440万

被害の減少により、生産農家からのクレームが大 幅に減少した。

今後も引き続き有害捕獲活動を継続して実施する 事により、さらなる被害減少を図っていく。

# 沖縄本島北部全域を対象にした広域連携によるカラスの被害防止対策 一沖縄県本島北部地区一

#### ◆誰がどのように

被害を受けている生産者からの要請等を受け、本島北部 9市町村、JA、県において取組を推進。

取組を経て

#### きっかけ

- ・沖縄本島北部地域においてカラス が増加し農作物への被害が深刻化
- ・カラスは学習能力が高く、生産農家の対策も効果がなくなってきた。
- ・被害が大きい農家へ聞き取り調査 対策を取っても2~3割の被害 対策を取らないと8割の被害

### Step1 (H19) 北部地区鳥獣被害対策会議の設置

- 〇市町村、JA、農業共済、県北部農林水産振興センターで対策会議を設置
- 〇各市町村においても市町村鳥獣被害防止協議 会を順次設立し、補助事業等を活用した有害捕 獲活動や被害防止対策の強化を推進

#### ◆何が必要なのか話し合い

生産者と関係機関が現地に集まり、被害状況の確認、効果的な対策等を説明し、現状を踏まえた必要な対策を整理

### Step2 (H20~) 有害捕獲活動等の取組の強化推進

- 〇市町村協議会を主体とした、有害捕獲活動や防鳥ネット 等の被害防止対策等を推進
- ○被害の大きい地域にモデル地区を設置し、鳥獣アドバイザーを交えた現地検討会や、講演会、意見交換会、実証 ほの設置等を実施し、被害実態の把握による必要な対策を協議

#### 取組に当たっての秘訣

- 〇鳥類は行動範囲が広く、生息域にあわせた広域 連携は重要
- 〇本県は離島県であり、また他県と生息状況等が 異なるので、各地域・島で野生鳥獣に精通した人 に意見を聴くなど、現地での情報収集が重要。野 生動物の専門家等で相談できる人も重要。
- ○実際の現場を見て、地域の生産者から詳細に話 を聞くことが重要。特に被害の実状は報告書以上 であることが多い。
- ○被害低減にはそれなりに時間がかかる、焦りは 禁物。

### 将来に向けて

- 〇被害が減少したものの依然として、多くの生息 数がおり、引き続き有害捕獲活動を継続して実 施する事により、さらなる被害減少を図っていく
- ○被害が減少しても、被害が再燃することを常に 警戒し、被害が拡大していく前に押さえる体制を 構築していく。



鳥獣アドバイザーによる講演会後に ブレストによるグループ討議を行った。

#### Step3 (H25~) 県・市町村による買取事業の強化

- ○取組の成果は見られるものの、なかなかカラスの被害が減少していかないことから、有害捕獲活動の強化対策として、新たに買取事業を実施
- 〇北部9市町村すべてで実施 1羽当たり1,000円で買い取り (市町村500円、県500円)
- ○捕獲率が上昇(H22:5,275羽 → H29:13,990羽)

### Step5 (H26~) 広域連携によるカラス対策

- 〇9市町村による一斉追い払い活動を実施。
- 毎月(年8回)全域で一斉に実施することにより、 追い払い効果を高めることや、地域住民に活 動の必要性と理解を深めてもらう。
- 〇捕獲箱を捕獲状況や被害農家の要請等に応じて設置し、効果的に捕獲を行う。
- 〇定期的に実績検討会を開催し、共有を図りつ つ今後の対策を検討。

#### Step4 (H26~) 広域協議会の設立

- 〇沖縄本島北部全域を対象とした広域 協議会の設立
- (沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策 協議会)

【協議会構成】沖縄本島北部9市町村、 JAおきなわ、JAおきなわ中央会、沖縄県 猟友会、沖縄県(本庁、北部出先)